

教員の労働環境の改善を求める意見書

公立学校の教員の給与等については、昭和46年に定められた、いわゆる「給特法」により、教員の勤務態様の特殊性を踏まえ、時間外勤務手当は支給せず、その代わりに、制定当時における教員の平均的な1週間の超過勤務時間が1時間48分であったことを基に、給与の4%に相当する教職調整額が支給されてきたが、同法制定当時と現在とでは、教員を取り巻く環境は大きく異なってきた。

そうした中、文部科学省は、2016年度の教員勤務実態調査の結果を公表し、3割以上の小学校教員とおよそ6割の中学校教員が、いわゆる過労死ラインに達する月80時間以上の残業をしたことが明らかになった。これを受け、同省は、「学校が教員の長時間勤務に支えられている状況は限界」として、本年6月、中央教育審議会に改善策の検討を諮問した。

また、経済協力開発機構（OECD）が本年9月に公表した加盟国の教育に対する調査結果によると、日本の公立の小学校から高校までの教員の労働時間は最も長いレベルであるのに対し、労働時間のうち授業にあてる割合は最も低いレベルにあることが分かり、教育相談や課外活動などの授業以外の負担が、他国と比べても重い実態が改めて浮き彫りとなった。

現在の教員の長時間勤務の実態では、教員がゆとりを持って子どもたちに向き合い、子どもたちに寄り添った教育を行うことは困難であり、長時間労働が社会問題となった今、教員についても「働き方改革」が求められている。

よって、政府においては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 実行性のある超過勤務解消策を早急に講ずるなど、教員の勤務環境の改善を図ること。
- 2 長期休業期間中の校外研修の保障など、教員の資質向上のための教育環境の改善を図ること。
- 3 部活動など、授業以外における教員の負担を軽減させる施策を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年（2017年）10月31日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣

（提出者）民進党市民連合及び公明党所属議員全員並びに

無所属坂本きょう子議員及び市民ネットワーク北海道石川佐和子議員